

# 高知県吹奏楽コンクール実施規程

## 第1章 総 則

- 第1条 本大会は「高知県吹奏楽コンクール」という。
- 第2条 本大会は、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本吹奏楽コンクール高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。

## 第2章 実施部門・参加人員・演奏曲・演奏時間

- 第4条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加する。

| 実施部門      | 人数制限    | 演奏時間    | 演奏曲       | 備考       |
|-----------|---------|---------|-----------|----------|
| 中学生 B 部門  | 2 0 名以内 | 8 分以内   | 任意の曲（複数可） | 四国大会に通ずる |
| 高等学校 B 部門 |         |         |           |          |
| 中学生 A 部門  | 5 0 名以内 | 1 2 分以内 | 課題曲と自由曲   | 四国大会に通ずる |
| 高等学校 A 部門 | 5 5 名以内 |         |           |          |
| 大 学 部 門   |         |         |           |          |
| 職場・一般部門   |         |         |           |          |

- 2 本大会には、上記の参加人員を超えて出場することはできない。また当日の演奏人数は、参加申し込みの人数を超えてはならない。
- 3 指揮者はこの人員に含まれない。
- 第5条 演奏曲は全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。
- 第6条 課題曲は、その年毎の全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。
- 第7条 演奏時間とは、演奏曲の開始から演奏曲の終了までの時間をいう。
- 第8条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

## 第3章 資 格

- 第9条 各部門の参加資格は高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体で、次のとおりとする。
- (1) 中学生A部門及び中学生B部門  
中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める）  
参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来通りの参加形態
  - ② 合同バンド  
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体
  - ③ 地域バンド  
任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体  
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める
- (2) 高等学校A部門  
同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）
- (3) 高等学校B部門

同一高等学校に在籍している生徒、または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している高等学校の生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）とする。

（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）

（４）大学部門

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（５）職場・一般部門

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※１ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※２ 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- ２ その他、第９条第１項(1)-(②、③)に該当しない団体については、第１事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第１０条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

- ２ 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第１１条 指揮者については全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。

第１２条 参加団体の人員および資格に疑義が判明した時は、出場を停止または失格とする場合がある。

#### 第４章 複数出場

第１３条 中学生の部門及び高等学校の部門においては、同一加盟団体よりＡ・Ｂ両部門へ出場することを認める。ただしＢ部門への上場団体は成績の如何に関わらず四国支部大会への代表となることができない。

第１４条 同一加盟団体より同一部門に複数出場することはできない。ただし、同一加盟団体よりＡ・Ｂ両部門へ出場してもなお出場できない部員がいる場合は、当該団体単独でＢ部門へ複数出場することを認める。

#### 第５章 合同バンド

第１５条 中学生Ａ部門及びＢ部門、高等学校Ｂ部門において、単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第９条第１項(1)(2)のとおり。

第１６条 合同バンドを結成して出場しようとする学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

#### 第６章 演奏・審査・表彰

第１７条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第１８条 出演順序は抽選会で決定する。

第19条 審査員は審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として6名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第20条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

## 第7章 代表の選出

第21条 中学生A・B部門、高等学校A・B部門、大学部門、職場・一般部門からの四国支部大会への高知県代表は次のとおりとする。

- ① 理事長は演奏審査の結果、各部門ごとに、金賞の上位の団体より代表権を与える。ただし1団体のみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。
- ② 各部門における代表数は四国支部大会の規定の範囲内とする。

## 第8章 その他

第22条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第23条 本大会実施に当たって第1事業部会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第24条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。

第25条 本大会に出場しようとする団体は、本連盟の定めた所定の様式によって常任理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第26条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第27条 この規程は全日本吹奏楽コンクール実施規定及び全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第28条 この規程に定めない事項は、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和61年 2月17日より実施する。
- 2 この規程は、平成 3年 6月14日に改定する。
- 3 この規程は、平成 4年 6月 2日に改定する。
- 4 この規程は、平成10年 4月29日の四国支部総会を受けて再改定する。
- 5 この規程は、平成21年 4月11日に全面改定する。
- 6 この規程は、平成26年 6月17日に一部改定する。
- 7 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 8 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 9 この規程は、平成29年 4月 1日に一部改定する。
- 10 この規程は、平成29年12月 9日に一部改定する。
- 11 この規定は、平成31年 4月13日に一部改定する。
- 12 この規定は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 13 この規定は、令和 5年 4月15日に一部改定する。
- 14 この規定は、令和 6年 4月13日に一部改定する。